

## デジタルを活用したまちづくりの推進体制に関する要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は「浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（令和4年条例第33号）」（以下、「条例」という。）第1条に規定される目的を達成するための推進体制を整備し、その役割を定めることによりデジタルを活用したまちづくりに関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

#### (推進体制)

第2条 条例第7条及び本要綱第1条で規定する推進体制は次の各号に定めるところによる。

- (1) 浜松市デジタル・スマートシティ推進本部
- (2) 浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム

### 第2章 浜松市デジタル・スマートシティ推進本部

#### (役割)

第3条 「浜松市デジタル・スマートシティ推進本部」（以下「推進本部」という。）は、デジタルの力を最大限に活用した都市の最適化や市民サービスの向上などに向けたデジタル・スマートシティ政策の企画及び庁内調整等を行う。

#### (最高情報責任者（CIO）等)

第4条 推進本部に次の各号に掲げる者をおき、その役割は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最高情報責任者（CIO） 最高情報責任者（CIO）（以下「CIO」という。）はデジタル・スマートシティ推進部を事務分担する副市長をもって充て、市長の指示のもとDXを推進する。
- (2) 最高情報責任者（CIO）補佐官 最高情報責任者（CIO）補佐官はデジタル・スマートシティ推進部長をもって充て、CIOを補佐する。

#### (所掌事務)

第5条 推進本部は、第1条の目的及び第3条の役割を果たすため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) デジタル・スマートシティ政策の進捗管理に関すること
- (2) デジタル・スマートシティ政策の企画及び庁内調整に関すること
- (3) 前号に定めるものの他、デジタル・スマートシティ政策について必要な事項に関すること

#### (組織)

第6条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長には市長、副本部長はC I Oをもって充てる。

3 本部員には、別記1に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (ワーキンググループ)

第7条 デジタル・スマートシティ政策を機動的に推進するため、推進本部にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、デジタル・スマートシティ政策に関する、個別かつ具体的な施策の調整及び検討等を行う。

3 ワーキンググループは、関連する課の職員をもって組織する。

#### (外部有識者)

第8条 推進本部は、必要に応じて学術経験者や専門家等の外部有識者から意見を聴取することができる。

#### (会議)

第9条 推進本部は本部長が招集しワーキンググループは、デジタル・スマートシティ推進部長が招集する。

#### (庶務)

第10条 推進本部の庶務は、デジタル・スマートシティ推進課において行う。

#### (委任)

第11条 この要綱に定めるものの他、推進本部に関し必要な事項は本部長が定める。

### 第3章 浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム

#### (役割)

第12条 「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」(以下「本PF」という。)は、多様な主体の積極的な参画及び官民の連携を促し、本市におけるデジタル・スマートシティの取組を推進する。

#### (定義)

第13条 本PFにおいて「デジタル・スマートシティ」とは、A I ・ I C T等先端技術と都市の有するさまざまなデータを活用することで、地域課題の解決と新たな産業の継続的な創出を図りつつ、都市の分野横断的なマネジメントによる全体最適化と市民生活の質の向上を目指す持続可能な都市をいう。

### (活動内容)

第14条 本PFは、第1条の目的及び第12条の役割を果たすため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 本市における各分野でのデジタル・スマートシティに関する取組事例の情報共有及び連携促進に関する活動
- (2) データの利活用に関する調査、研究等に関する活動
- (3) 本PFを構成する会員間の情報共有及び連携促進に関する活動
- (4) 会員からの地域課題の解決等に資する提案への支援に関する活動
- (5) デジタル・スマートシティに関する啓発、人材育成に関する活動
- (6) その他本市におけるデジタル・スマートシティの推進に資する活動

### (組織)

第15条 本PFの代表者として会長1名を置き、浜松市長をもって充てる。

### (運営委員会)

第16条 次の各号に掲げる事務を所掌するため、本PFに運営委員会を設置する。

- (1) 本PFの基本となる活動方針の決定
  - (2) 各分野における取組についての情報共有
  - (3) 分野間の連携の促進
  - (4) 部会の設置、活動期間延長及び廃止の決定
  - (5) 事業化分科会の設置、活動期間延長の承認及び廃止の決定
  - (6) 会長への報告、説明
  - (7) その他本PFの目的の達成に資する取組
- 2 運営委員会は別表に記載の団体からの推薦者及び有識者(以下「委員会委員」という。)により構成する。
- 3 運営委員会の会務を総括するため委員長1名を置き、別表に記載の者をもって充てる。
- 4 委員長を補佐し、委員長に事故があったときはその職務を代理するため副委員長2名を置き、別表に記載の者をもって充てる。
- 5 運営委員会は、委員長が招集しその議事を司る。
- 6 委員長は、運営委員会を招集する暇がないと認めるときは、文書(電磁的記録による文書を含む。)による合議をもって、運営委員会の開催に代えることができる。
- 7 委員会委員は無報酬とする。
- 8 委員会委員としての職務を実施する上で浜松市外から参加する委員会委員の本市までの交通費及び出張旅費については、浜松市職員の旅費に関する条例その他の本市の旅費に関する規程で定めるところに相当する金額を、前項の規定に関わらず毎年度予算の範囲内で謝礼として支払うものとする。

## (会員)

第17条 本PFは、本PFの目的に賛同し、この要綱を順守する次の会員をもって組織する。

- (1) 一号会員（運営会員） 別表に記載の団体又は有識者
  - (2) 二号会員（パートナー会員） 会員の登録申請に加え、本PFの活動に資する役務の提供、本市を活動領域とした具体的な事業の提案、共催事業の開催等を出し、会長に承認された団体
  - (3) 三号会員（一般会員） 会員の登録申請を行い、会長に承認された団体
- 2 会員は、書面により届け出ることにより、本PFから退会することができる。
- 3 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。
- (1) この要綱に違反し又は本PFの信用を著しく害したとき
  - (2) 会員が解散若しくは営業を停止し又は活動実態がないと認められたとき
  - (3) 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
  - (4) その他本PFの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき
- 4 前各項に定めるもののほか、会員の登録、退会等の詳細については、別に定める「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム 会員要綱」による。
- 5 会費及び入会金は、無料とする。

## (部会)

第18条 活動の必要に応じて、本PFに部会を設置することができる。

- 2 部会は運営委員会の下に設置され、特定事項の調査、研究等を行う。
- 3 部会の設置及び運営に関する事項については、別に定める「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム 部会要綱」による。

## (事業化分科会)

第19条 活動の必要に応じて、本PFに会員の一部により組織された事業化分科会を設置することができる。

- 2 一号会員（運営会員）又は二号会員（パートナー会員）は、運営委員会に対して事業化分科会の設置を提案できる。
- 3 事業化分科会の設置及び運営に関する事項については、別に定める「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム 事業化分科会要綱」による。

## (会員情報の発信)

第20条 一号会員（運営会員）又は二号会員（パートナー会員）は、当該会員の有する技術・サービス等の情報を、会長が本PFの目的に合致すると認める範囲かつ方法で、他の会員に対し周知することができる。

**(事務局)**

第21条 本P Fの事務を処理するため、デジタル・スマートシティ推進課に事務局を置く。

**(要綱の制定改廃)**

第22条 第3章の規定を改廃した場合は、遅滞なく会員に通知する。

**第4章 雑則**

**(細目)**

第23条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び本P Fの運営に関して必要な事項は、別に定める。

別記1（第6条関係）

副市長、水道事業及び下水道事業管理者、教育長、技術統括監、政策補佐官、危機管理監、部長、担当部長、事業本部長、保健所長、区長、会計管理者、消防長、議会事務局長

別表 一号会員（運営会員）（第17条第1項第1号関係）

運営委員会（第16条第2項、第3項及び第4項）

役職	区分	団体又は有識者名
委員長	行政	浜松市
副委員長	有識者	浜松市フェロー（デジタル・スマートシティ）
委員	産業・経済	浜松商工会議所
委員	金融	株式会社静岡銀行
委員	金融	浜松磐田信用金庫
委員	金融	遠州信用金庫
委員	大学	国立大学法人静岡大学
委員	大学	国立大学法人浜松医科大学
委員	各分野代表 ＜エネルギー分野＞	浜松市スマートシティ推進協議会
委員	各分野代表 ＜モビリティ分野＞	浜松市モビリティサービス推進コンソーシアム
委員	各分野代表 ＜農林業分野（農業）＞	浜松スマート農業推進協議会
委員	各分野代表 ＜農林業分野（林業）＞	静岡県農林技術研修所森林・林業研究センター
委員	各分野代表 ＜健康・医療・福祉分野＞	浜松ウエルネス推進協議会 浜松ウエルネス・ラボ
委員	各分野代表 ＜産業（ものづくり）分野＞	浜松市スタートアップ戦略推進協議会
委員	各分野代表	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー

	<観光・商業分野>	
委員	各分野代表 <防災・安全分野>	浜松市危機管理監
委員	各分野代表 <教育・子育て分野（教育）>	浜松市学校教育部長
委員	各分野代表 <教育・子育て分野（子育て）>	浜松市こども家庭部長
委員	各分野代表 <デジタル・ガバメント分野>	浜松市デジタル・スマートシティ推進部長

#### 附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。